

核融合科学研究所安全衛生委員会規則

制 定 平成16年4月20日 規則第4号

最終改正 令和 5年3月31日

(設置)

第1条 核融合科学研究所安全衛生管理規則（以下「規則」という。）第15条に基づき核融合科学研究所安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、研究所における安全衛生管理に関する次の各号に関して調査審議し、所長に意見を述べることができる。

- (1) 職員の危険を防止するため及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に關すること
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に係るものに関すること
- (3) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- (4) 安全及び衛生に関する規定の作成に関すること
- (5) 安全及び衛生に関する教育の実施計画の作成に関すること
- (6) 新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料にかかる危険の防止に関すること
- (7) 法令の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- (8) 作業環境測定の結果及び結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
- (9) 定期に行われる健康診断及び法令の規定により指示を受けて行われる臨時の健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- (10) 職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
- (11) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員は次の者をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全衛生推進センター長
- (3) 安全管理者のうちから1名
- (4) 衛生管理者のうちから2名
- (5) 産業医
- (6) 職員のうちから安全に関し経験を有する者のうちから所長が指名した者
- (7) 職員のうちから衛生に関し経験を有する者のうちから所長が指名した者

2 前項第1号以外の委員の半数は、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。

- 3 委員会の委員長は、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者の代理者とする。
- 4 委員長は、委員会を総括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における任期は、前任者の残任期とする。

(招集)

第5条 委員会は委員長が召集し、月1回以上開催するほか、次の場合に開催する。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき
- (2) その他委員長が必要と認めたとき

(成立)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は委員長の指示により専門的な事項について調査を行い、これを委員会に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管理部施設・安全管理課において処理し、主として次の事務を行う。

- (1) 委員会の召集及び付議に関すること
 - (2) 委員会に必要な資料の準備及び配布に関すること
 - (3) 委員会の議事録の作成、配布及び保管に関すること
 - (4) その他委員会が依頼したこと
- 2 議事録のうち重要な事項の記録は、これを3年間保存するものとする。
 - 3 専門部会を処理する課は、専門部会を設置する際に、その都度定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月14日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和３年５月１８日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初の指名に係る第３条第１項の委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、令和４年３月３１日までとする。

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。